

市報第17号

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の 一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和5年8月25日横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日

横浜市長 山中竹春

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第24号

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の 一部を改正する条例

横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例（令和3年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条第1項各号中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。